

義務付け・枠付けの見直しに係る

条例制定の取組事例

地域主権一括法に関する東京都基準条例の制定について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行による「老人福祉法」「介護保険法」及び「児童福祉法」の改正に伴い、以下のとおり都独自の条例を制定した。

1 老人福祉法関係
特別養護老人ホーム

	国基準	都独自基準
共通		
①廊下幅	片廊下は 1.8メートル 中廊下は 2.7メートル	片廊下は 1.5メートル 中廊下は 1.8メートル
②特別避難階段	居室等のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上	国基準若しくは 屋内の避難階段、屋外の避難階段及びエレベーターを設けるなど
ユニット型		
③ユニット定員	10人程度	12人以下
従来型		
④居室定員	1人。ただし、サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とできる。	1人。ただし、プライバシーに配慮し、個室転換が容易な場合は、2人以上4人以下とできる。

2 介護保険法関係

(1) 指定介護老人福祉施設

※特別養護老人ホームと同様の都独自基準を定めた

(2) 介護老人保健施設

※廊下幅について、特別養護老人ホームと同様の都独自基準を定めた

3 児童福祉法関係

保育所

事項	国基準	都独自基準
○乳児室、ほふく室の面積 ※国基準で「従うべき基準」とされた事項について、都独自に上乗せ	《乳児室》をほふくしない段階の乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき1.65㎡以上、《ほふく室》をほふくする段階の乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上	《乳児室又はほふく室》の面積について、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上と規定
○乳児室、ほふく室の面積 ※国基準で「標準」とされた事項について、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた都独自の基準を規定	厚生労働省が定めた地域に限り、平成26年度まで、上記従うべき基準を「標準」として取り扱うことが可能	国が定める期間及び地域において、年度の途中に定員を超えて入所させる場合は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき2.5㎡以上と規定
○医務室 ※国基準で「参酌すべき基準」とされた事項について、都独自の基準を規定	乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所に必置	満2歳以上の幼児を入所させる保育所にも必置

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例」の独自基準について

1 条例の概要

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号。以下「法」という。）の改正等に伴い、鳥獣保護区等に都道府県知事が設置する標識の寸法について、都道府県ごとに条例で定めることとなったため、当該寸法に係る規定を追加した。

2 条例で寸法を定めた標識

次の区域に設置する標識について、寸法を定めた。

- (1) 指定猟法禁止区域
- (2) 鳥獣保護区
- (3) 特別保護地区
- (4) 特別保護指定区域
- (5) 休猟区（(6)の区域を除く。）
- (6) 休猟区のうち法第14条第1項の規定に基づき、知事が特定鳥獣に関し、捕獲等を行うことができる区域として指定した区域
- (7) 特定猟具使用禁止区域
- (8) 特定猟具使用制限区域

3 条例における独自の寸法基準を定めた標識

2のうち、次の区域に設置する標識について、独自の寸法基準を定めた。

- (1) 鳥獣保護区、特別保護地区及び特定猟具使用禁止区域

標柱（地上部分の高さの寸法）	
国の基準 地上200cm以上	条例の基準 地上120cm以上

- (2) 鳥獣保護区、特別保護地区、特別保護指定区域及び特定猟具使用禁止区域

制札（支柱の地上部分の高さの寸法）	
国の基準 地上150cm以上	条例の基準 地上80cm以上

4 独自基準を定めた理由

環境省令の規定にできる限り準拠しながら、次の理由により、標柱の高さを全て「地上120cm以上」に、制札の高さを全て「地上80cm以上」にした。

- (1) 生活環境や周辺の景観との調和を図るため。
- (2) 東京都が自然公園に設置するその他の看板や標識類と統一感を保つため。

5 条例の施行期日

平成24年4月1日

埼玉県立高等技術専門校条例の一部改正について

1 趣 旨


一括法による職業能力開発促進法の一部改正に伴い、これまで同法及び厚生労働省令で定められていた事項について条例で定めることとされた。これに伴い規定の新設等を行う条例改正を行った。(平成 24 年 4 月 1 日施行)

2 改正内容 (抜粋)

(1) 高等技術専門校以外の施設において行うことができる職業訓練

<趣旨>


知識習得だけでなく、技能習得を目的とする訓練も実施可能とする。

<p>省令の基準 (参酌すべき基準)</p>	<p>次のいずれにも該当するもの。 i) 主として知識を習得するために行われる職業訓練 ii) 短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練 iii) その教科の全ての科目について簡易な設備を使用して行うことができる職業訓練</p>
	
<p>条例で定めた基準</p>	<p>短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練</p>

(2) 民間教育機関等に委託して実施できる職業訓練

<趣旨>

離職者だけでなく、在職者を対象とする訓練も委託可能とする。

<p>省令の基準 (参酌すべき基準)</p>	<p>職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練</p>
	
<p>条例で定めた基準</p>	<p>迅速かつ効果的な職業訓練</p>

静岡県が管理する県道の構造の技術的基準等を定める条例及び関連する規則の概要

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」のいわゆる「第1次一括法」が平成23年5月2日に、また同8月30日には「第2次一括法」が公布された。この第1次一括法及び第2次一括法の施行に伴い、道路法等が改正され、地方公共団体は、改正法施行までに、これまで国が定めていた道路の構造の技術的基準等の各種基準を、各地方公共団体の条例に定めることとなった。

これを受けて、静岡県は「静岡県が管理する県道の構造の技術的基準等を定める条例」とこれに関連する規則を平成24年3月に定めた。平成24年4月1日から施行する。

1 条例に規定する内容

- (1) 県道の構造の技術的基準
- (2) 県道に設ける道路標識の寸法
- (3) 自動車専用道路と道路等との交差の方式で、立体交差とすることを要しない場合
- (4) 移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準
- (5) 道路技術審議会を設置

※ (1),(2),(4)は国で定める基準を参照した上で県の独自基準を検討、(5)は県の独自規定

2 条例と規則の構成（施行日はともに平成24年4月1日）

条例には原則的な事項を記載し、基準の詳細内容は（上記(3)を除き）規則で定める。

条例（総則、各種基準の原則と規則への委任、審議会の位置付け）

- ① 県道の構造の技術的基準を定める規則（幅員、線形など）
- ② 県道に設ける道路標識の寸法を定める規則（寸法や文字の大きさ）
- ③ 移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める規則（歩道に関する基準など）
- ④ 道路技術審議会規則

○ 県の独自基準

【県道の構造の技術的基準】

（第22条、第25条、第26条関係）

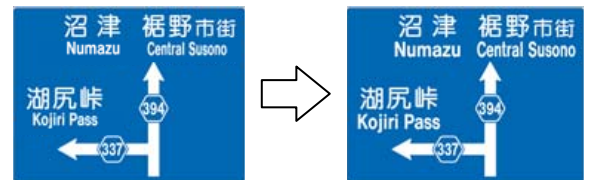
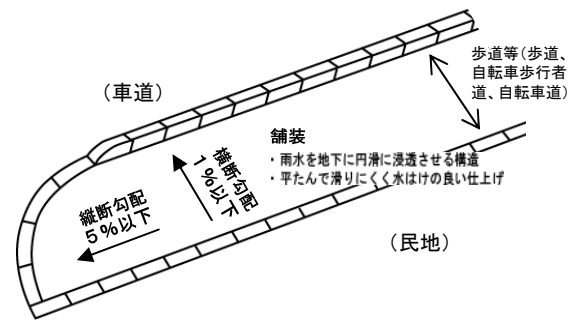
- ・ 高齢者、障害者など道路利用者の円滑な移動を確保するため、道路移動等円滑化基準※における考え方を適用し、歩道等の縦断勾配、舗装、横断勾配の基準を定める。（ただし、地形の状況等の特別な理由によりやむを得ない場合を除く。）

【県道に設ける道路標識の寸法】

（第3条別表関係）

- ・ 道路利用者の国際化に対応し、道路標識の視認性及び判読性を向上させるため、道路標識の文字（ローマ字）の大きさを文字（漢字、かな）の大きさの65%の値へ拡大する。

※ 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する主務省令で定める基準



○ 道路技術審議会の設置

規定する技術的基準について調査審議するとともに、技術基準及びこれに関し必要と認める事項について、知事に意見を述べることができる機関として「静岡県道路技術審議会」を条例に規定する。

福井県 「県営住宅条例の一部改正」

県営住宅の入居要件に関し、独自の基準を条例で規定

①同居親族要件

従来の国の基準(改正前の法第23条第1項第1号)

- ・現に同居し、又は同居しようとする親族があること = 単身での入居は不可
- ※ 高齢者、身体障害者、生活保護被保護者等は対象外(単身での入居が可能)

一括法の施行により、同居親族要件が法令から削除

条例の基準

- ・従来どおり、同居親族要件を規定

〔仮に基準を削除したままの場合、生産年齢の単身者を中心とする要支援世帯数が、供給可能な公営住宅戸数を大幅に上回り、真に住宅に困窮する高齢者世帯等への供給が困難になる〕

②収入要件

従来の国の基準

対象者	世帯収入(月収)
【裁量階層】 高齢者・障害者世帯等	21.4万円以下
【本来階層】 上記以外	15.8万円以下

一括法の施行により、対象者および収入基準の規定を条例委任

条例の基準

〔子育てしやすい環境づくりの一環として、多子世帯(18歳未満の子どもが3人以上いる世帯)を裁量階層に追加し、収入要件を緩和〕

対象者	世帯収入(月収)
【裁量階層】 高齢者・障害者世帯等に加え、 多子世帯 を追加	21.4万円以下
【本来階層】 上記以外	15.8万円以下

「道路法に基づく府道の構造の基準に関する条例（仮称）」案の

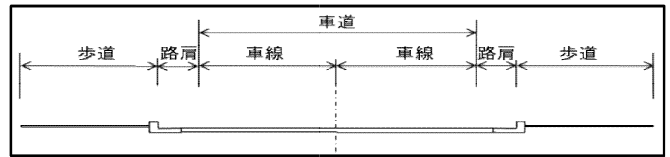
府独自基準

1 自転車の事故防止について

(1) 自転車の走行に配慮した路肩の基準（京都府案）

自転車道を設けない道路の路肩の幅員は、交通及び地形の状況等を勘案し、自転車の走行に配慮して定めるようにします。

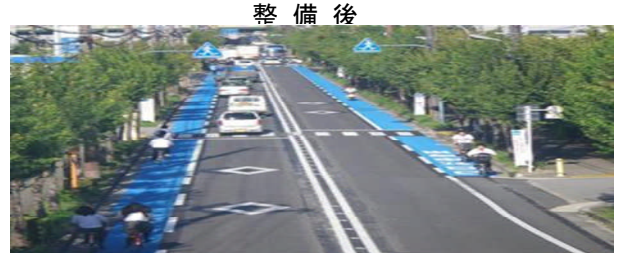
※ 路肩とは、道路の主要構造物を保護し、又は車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して設けられる帯状の道路の部分です。



(2) 政令（国の基準（参酌基準））

自転車の走行に配慮した路肩の基準について、特に定めはありません。

(3) 整備のイメージ



2 適切な歩行空間の確保について

(1) 自転車歩行者道及び歩道の幅員の基準（京都府案）

ア 基準政令では歩道等の「幅員」の基準を定めていますが、京都府では歩道等の「有効幅員」の基準を定め、人や車いすがスムーズに移動することのできる歩道整備を行うこととします。

※ 有効幅員 歩道及び自転車歩行者道の幅員から、路上施設や横断歩道橋等を設置するために必要な幅員を除いた幅員

イ 自転車歩行者道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては4メートル以上、その他の道路にあっては3メートル以上とします。

ウ 歩道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5メートル以上、その他の道路にあっては2メートル以上とします。

エ ウに示す有効幅員を確保することができない場合でも、歩行者の交通量が特に少ない区間については、柵の設置等歩行者の安全のために必要な措置を講じた上で、歩道を設置することができることとします。

(2) 政令（国の基準（参酌基準））

（自転車歩行者道）

第10条の2

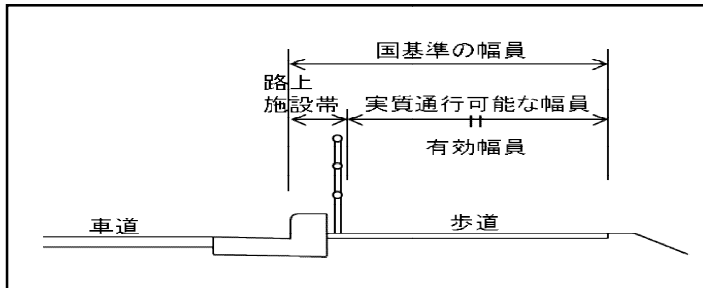
2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては4メートル以上、その他の道路にあつては3メートル以上とするものとする。

（歩道）

第11条

3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上とするものとする。

(3) これからの整備のイメージ



3 降雨時の安全確保について

(1) 舗装の基準（京都府案）

トンネルを除き、第4種の道路（都市部の道路）だけでなく地方部の道路についても、道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車や歩行者の交通の状況を勘案して必要があると認められる場合においては、その舗装は、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とします。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでないこととします。

(2) 政令（国の基準（参酌基準））

（舗装）

第23条

3 第4種の道路（トンネルを除く。）の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができるものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

京都府府営住宅条例の一部改正の概要

府営住宅の入居者資格

(1) 単身者の入居対象者の拡大

- 犯罪被害者
- 長期結核療養者

◆ 犯罪被害者及び長期結核療養者については、世帯入居の場合は、既に特定目的優先入居（一般公募とは別枠に高齢者等特に配慮を要することが必要である方々に限定した募集）の対象者に含めているため、単身者においても同様に入居を可能とします。

(2) 一般低額所得者より上の所得階層で円滑な住宅確保が困難な方々（裁量階層）の入居対象者の拡大

- 多子世帯（18歳未満の者が3人以上）
- 新婚世帯
- 「同居者に小学校入学前の未就学児がいること」の要件を「中学校就学前の児童がいること」に拡大

◆ 裁量階層につきましては、収入が多くても経済的な負担の重い子育て世帯の入居機会を確保する観点から、するとともに、多子世帯（18歳未満の者が3人以上）、新婚世帯を追加するとともに、小学校未就学児までの要件を「中学校就学前」までに拡大し、該当世帯の新規入居又は継続入居を可能とします。

「公営住宅法に基づく府営住宅の整備の基準に関する条例（仮称）」案の府独自基準

1 地域の環境と調和した住宅

- (1) 府営住宅の住棟等は、地域の気候、景観等に配慮して整備することとします。
- (2) 府営住宅及び共同施設は、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮して整備することとします。

- ◆ 地域の気候や景観等を配慮して府営住宅の整備をすることにより、府営住宅の入居者やその地域の人々の良好な居住環境の確保を図ります。
- ◆ 府内産木材や再生可能エネルギーの活用等により温室効果ガスの排出の抑制に配慮し、地球温暖化対策の取り組みを進めます。

2 住民同士の交流の促進や少子高齢化に配慮した住宅

- (1) 府営住宅は、地域の住宅事情及び多様な世帯の入居を考慮して、適切な間取りの住戸で構成されるよう配慮することとします。
- (2) 児童遊園、集会所並びに広場及び緑地は、入居者相互及び入居者とその地域の住民との交流が促進されるよう配慮して整備することとします。
- (3) 府営住宅の住棟等は、社会福祉施設等と一体的に整備する場合には、入居者の良好な居住環境並びに当該社会福祉施設等の利用者の利便及び安全の確保に配慮して整備することとします。

- ◆ 地域の住宅事情を考慮した多様な間取りの住戸を適切なバランスで整備することにより、地域のコミュニティバランスや府営住宅の世帯構成の適正化を図ります。
- ◆ 児童遊園、集会所及び広場等を地域に開かれた共同施設として整備することにより、府営住宅の入居者間や入居者と地域の人々との交流の促進を図ります。
- ◆ 府営住宅の入居者や地域のニーズを踏まえた社会福祉施設等の併設に配慮した整備をすることにより、少子高齢化への対応を図ります。

3 健康で文化的な生活を営むに足りる住宅

- 駐車場の整備に当たっては、敷地内の住戸数、敷地の位置、規模及び形状、住棟の配置等を考慮して、入居者の利便及び安全の確保に配慮します。

- ◆ 国が定めた整備基準の内容を維持しながら、入居者の利便及び安全の確保に配慮して、新たに駐車場の基準を定めます。

4 災害等の緊急時の対応に配慮した住宅

- 集会所及び広場は、災害等の緊急時における使用に配慮して整備することとします。

- ◆ 地域に広く開放する集会所及び広場は、災害等の緊急時における入居者や地域住民の支援活動等に配慮して整備します。

○ 京都府 地方分権一括法に基づき制定する基準条例に盛り込む主な府基準案一覧（6月定例会提案予定）

		○児童福祉施設（保育所、児童養護施設等） ○婦人保護施設		○障害福祉サービス事業所・施設 （指定障害福祉サービス等） ○障害児福祉サービス事業所・施設 （指定障害児通所支援・入所施設）		○介護保険サービス事業所・施設 （指定居宅サービス等） ○老人福祉施設（特別養護老人ホーム等） ○保護施設	
No	府基準の内容	対応	省令の基準分類	対応	省令の基準分類	対応	省令の基準分類
1	○ 特別養護老人ホームの居室定員 ＜設置基準の緩和＞ 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の居室定員について、基準省令の「原則1人。例外的に2人まで。」を緩和し、4人まで可とするもの	- (対象外)	-	- (対象外)	-	省令基準の緩和 (特別養護老人ホーム) ○基準省令が「原則1人。例外的に2人まで。」に改正されたが、特養の整備の推進に資する場合は、プライバシー保護等の措置を講じる場合は、4人まで可とするもの	参酌
2	○ 暴力団の排除 ＜運営基準の追加＞ 府民の安心・安全や平穏な生活を守るため、暴力団を排除	新たに追加 ○運営基準：暴力団の支配を排除する規定を追加。 ○人員基準：施設従業者から暴力団員を排除する規定を追加。 ○申請者基準：申請者（法人）から暴力団を排除する規定を追加。	参酌	新たに追加 ○運営基準：暴力団の支配を排除する規定を追加。 ○人員基準：施設従業者から暴力団員を排除する規定を追加。 ○申請者基準：申請者（法人）から暴力団を排除する規定を追加。	参酌	新たに追加 ○運営基準：暴力団の支配を排除する規定を追加。 ○人員基準：施設従業者から暴力団員を排除する規定を追加。 ○申請者基準：申請者（法人）から暴力団を排除する規定を追加。	参酌
3	○ 人権の尊重に係る措置（研修実施等） ＜努力規定＞ 利用者の人権擁護、虐待防止等のための研修実施等の措置を規定	省令基準の具体化・明確化 ○基準省令において、人権尊重や研修についての抽象的な規定はあるが、それらを具体化する規定を追加。	参酌	(基準省令で既に規定済み) -	-	省令基準の具体化・明確化 ○基準省令において、人権尊重や研修についての抽象的な規定はあるが、それらを具体化する規定を追加。	参酌
4	○ 関係機関との連携 ＜努力規定＞ 他の各種関連施設との連携を規定	新たに追加 (保育所等) ○基準省令において、規定がないため追加。	参酌	(基準省令で既に規定済み) -	-	(基準省令で既に規定済み) -	-
5	○ 子育て支援事業の実施 ＜努力規定＞ 地域の子育て支援NPOや専門機関等との連携事業、保護者の子育て力向上支援事業等の実施	新たに追加 (児童福祉施設) ○「京都府子育て支援条例」の理念実現のため追加。	参酌	- (対象外)	-	- (対象外)	-

福岡県知事の指定する鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例の制定について

1 制定の理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」の制定による鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正等により、知事の指定する鳥獣保護区等を表示する標識の寸法について条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めるもの。

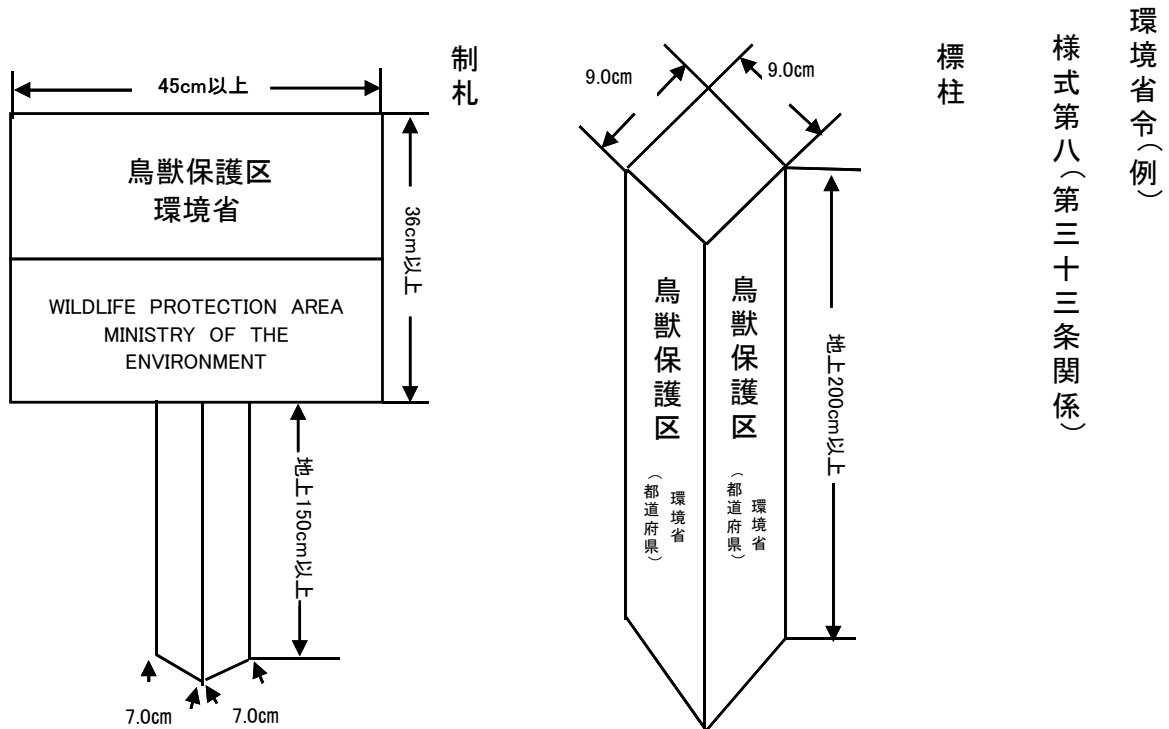
2 条例の概要

知事の指定する鳥獣保護区、特別保護地区、指定狩猟禁止区域、休猟区、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域、特別保護指定区域を表示する標識の寸法について定めるもの。

- (1) 標識の寸法は、それぞれ省令様式に規定する寸法と同じ寸法とする。
- (2) 既存工作物を利用しないで制札を設置する場合において、これらの寸法により難しいときは、当該制札を容易に視認できる範囲において、縮小できるものとする。

3 施行期日

平成24年4月1日



- 備考
- 一 制札への英語表記は必要に応じて行うものとし、標記を行う場合の英文はWildlife Protection Areaとする。
 - 二 支柱の太さの寸法は、木材を使用する場合を示しているが、鉄材等を用いる場合にあっては、同程度以上の強度があれば寸法についてはこの限りでない。
 - 三 標柱及び制札にシールを用いる場合にあっては、容易に剥離、汚損及び色あせしない素材とすること。
 - 四 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であって、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。

「認定こども園の認定基準を定める条例」における大分県独自の基準

1 基本的考え方

国の基準をベースにするが、教育・保育の質の確保を図るとともに、大分県としての実情を反映したものとする。

2 県独自基準

(1) 職員資格：幼稚園の教員免許と保育士資格の併有について、例外規定の内容を規則で具体的に規定

3～5歳児の学級担任や、長時間保育に従事する者について、既存施設からの転換を考慮して、併有でなくてもよい例外規定を設けている。この規定において、国の基準では、本人の「意欲、適性および能力」、「(資格)取得に向けた努力」を考慮して認めることとしているが、条例では「知事が別に定める」とし、必要な実務経験年数や経過措置年数を規則で定める。

(2) 施設設備：子どもの安全確保のため防災規定を追加

保育室等が2階以上にある場合には、子どもの安全確保のため、幼稚園・保育所と同様に、①耐火建築物であること、②待避のための施設設備があることを追加する。

(3) 教育及び保育の内容：文言・項目を整理

- 国の基準の趣旨を生かすよう文言を整理し、「人権を大切にする心」を挿入するとともに、「食育」の項目を追加する。
- 配慮すべき事項として「教育及び保育の基本及び目標」、「認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容」等、主要な7つの項目名のみを記述する。
- 今後、幼稚園教育要領や保育所保育指針の改正が見込まれることと、認定こども園を運営する上で実情にあわせ柔軟に対応する必要があるため、各項目の詳細な記述は、別途「知事が定める」とする。

(4) 保育者の資質の向上：文言・項目を整理

国の基準の趣旨は生かしつつ、文言を整理しながら、国が示す留意すべき5つの項目を記述する。

(5) 子育て支援：文言・項目の整理

国の基準の趣旨は生かしつつ、文言を整理しながら、国が示す留意すべき3つの項目に「地域の子育て世帯に対する支援」を追加し、「その充実が図られるもの」とする。

(6) 管理運営等

- 情報開示：情報提供内容を例示
情報提供の内容として、「教育及び保育の内容や子育て支援について」と具体的に内容を例示する。
- 自己評価等：「苦情解決の仕組み」を追加
教育及び保育の質の向上を図る上で有効な仕組みの例示として、自己評価、外部評価に加え、「苦情解決の仕組みを設けること」を追加する。

(7) 過疎地域等における特例

過疎地域等において、就学前の教育及び保育の場を確保する上で特に必要と知事が認めた場合は、職員資格、施設設備の要件を緩和できる特例規定を追加する。